

コーポレート・ガバナンス報告書

2023年6月21日

Strawberry jams 株式会社

代表取締役社長 出ッ古 直美

問合せ先： 取締役管理本部長 小平 紗恵子

電話番号：03-6416-4391

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会に信頼される企業であり続けるため、株主の皆様の権利を尊重し、経営の公平性・透明性を確保するとともに、取締役会を中心とした自己規律のもと、株主の皆様に対する受託者責任・説明責任を十分に果たしてまいります。同時に、経営ビジョンを具現化するために、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、適確かつ迅速な意思決定・業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図るとともに、多様な視点・長期的な視点に基づいたコーポレート・ガバナンス体制を構築することを基本姿勢としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
出ッ古 直美	535,800	52.25
高橋 健	470,000	45.84
丹羽 克裕	19,600	1.91

(注) 所有株式数及び割合には、当社所有の自己株式 19,600 株を除いて記載しております。

支配株主名	出ッ古 直美
-------	--------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	なし

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、一般の取引と同等の適切な条件で行うことを基本方針とし、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を損なうことのないよう法令・規則を遵守し、取締役会において十分審議した上で意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中村 昌典	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 昌典	○	—	社外取締役である中村昌典氏は、弁護士として法務全般について高度な専

			<p>門知識と豊富な経験を有しており、幅広い知見に基づいた有効な助言・けん制を期待し、選任しております。</p> <p>また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定しております。</p>
--	--	--	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
5	0	1	1	0	3	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
5	0	1	1	0	3	社外取締役

補足説明

<p>当社は、取締役の指名及び報酬の決定プロセスの透明性・客観性を強化するため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。</p> <p>取締役候補者の選定、取締役の個人別報酬額の決定にあたっては、指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会の提言を尊重して決定することとしております。</p> <p><指名・報酬委員会構成員></p>

委員長：社外取締役 中村昌典
構成員：代表取締役会長 高橋健、常勤監査役 松並重孝、非常勤監査役 丹羽克裕、非常勤監査役 宮直仁

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>当社は大会社ではないため、会計監査人を設置しておりませんが、監査法人 A&A パートナーズとの間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、監査方針や監査実施状況に関する情報を共有して、連携を図っております。</p> <p>また、監査役設置会社として、監査役は年間監査計画を策定し、それに基づき、取締役の業務の執行状況について監査を行うとともに、取締役会をはじめ重要会議に出席し、意見を述べることにより、経営の実効性を高めることに努めております。</p> <p>さらに、内部監査担当者は、年間内部監査計画に基づいて、各部門の業務監査を行っております。</p> <p>また、監査役、監査法人及び内部監査担当者は監査実施状況に関して連携を図っております。</p>
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松並 重孝	他の会社の出身者													
丹羽 克裕	公認会計士													
宮 直仁	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松並 重孝	○	—	<p>常勤監査役である松並重孝氏は、八洲電機株式会社等において財務・経理を中心とした管理部門並びに監査役等の豊富な経験を有しております。これらの経験を活かし、公正かつ客観的な立場から当社に監査業務を行い、経営の健全性及び透明性の向上に貢献していただくことを期待し、選任しております。</p> <p>また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定しております。</p>
丹羽 克裕	○	—	<p>非常勤監査役である丹羽克裕氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、幅広い知見に基づいた有効な助言・けん制を期待し、</p>

			選任しております。 また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定しております。
宮 直仁	○	—	非常勤監査役である宮直仁氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、幅広い知見に基づいた有効な助言・けん制を期待し、選任しております。 また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社へのこれまでの貢献に加え、今後の業績や企業価値向上への意識を高めることを目的とし、社内取締役、社外取締役及び従業員を対象として付与しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外取締役,従業員,その他
-----------------	---------------------

該当項目に関する補足説明

上記の付与対象者につきましては、これまでの貢献に加え、今後の業績や企業価値向上への意識を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える者がいないため、個別報酬の開示は行っていません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額の決定は、指名・報酬委員会の上申のもと、取締役会にて決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、特に重要な案件については、取締役会開催前に個別に情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されており、グループ経営の基本方針、法令や定款で定めた事項、グループ経営に関する重要な事項の審議と決議を行っております。取締役会は、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。また、社外取締役は業務執行から独立した立場で他の取締役への助言・監視を行い、監査役は経営に対するけん制機能を果たすべく取締役会へ出席しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（うち常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成されており、監査役3名は社外監査役の要件を満たしております。監査役は内部監査担当者及び監査法人との連携を図るとともに取締役会に出席し、経営・会計・税務等の幅広い知見から助言や提言を行っております。監査役会は毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。

c. 内部監査

当社は、代表取締役社長が選任した内部監査担当者2名が内部監査を行っております。内部監査担当者は内部監査計画の立案をし、その計画に基づき社内各部署（子会社を含む）の業務執行状況が法令・定款・社内諸規程等を遵守しているか監査を行っております。内部監査担当者は内部監査報告書を作成し、代表取締役社長へ報告し、必要であれば業務改善報告書により当該部署への業務改善を図っております。

d. 指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名及び報酬の決定プロセスの透明性・客観性を強化するため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。

取締役候補者の選定、取締役の個人別報酬額の決定にあたっては、指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会の提言を尊重して決定することとしております。

e. リスク管理委員会

当社は、リスク管理の検討・審議等を行うため、管理本部長、代表取締役社長、ソリューション事業本部長、内部監査担当者から構成されるリスク管理委員会を設置し、原則として四半期ごとに1回開催することとしております。リスク管理委員会では、リスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまとめ及び当該対応策の推進状況の点検に関する事項やリスクが発生した場合であつて、業務運営への影響等が大きいと認められるものの再発防止に関する事項について検討及び審議を行っております。

f. 監査の状況

当社は、監査法人 A&A パートナーズと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき監査を受けております。なお 2022 年 12 月期において監査を執行した公認会計士は齋藤晃一氏、伊藤宏美氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 2 名、その他 4 名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役 1 名を含む取締役会と社外監査役 3 名を含む監査役会が連携して、取締役の業務執行の決定と経営の監視・監督機能の強化を図ることにより、健全性と透明性の高いガバナンス体制を維持できるものと判断しております。また、監査役は取締役会に出席し、業務執行者から独立した立場で意見を述べ、会社経営における意思決定プロセスの違法性や著しく不当な業務執行がないか、取締役の職務執行状況を常に監視する体制を確保しております。以上のことから経営監督機能は有効に機能していると判断し、この体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社コーポレートサイトに IR ページを設け、開示情報、決算情報、発行者情報等の掲載を予定しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	当社管理本部を IR 担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して、適時適切な情報を開示することが上場企業の責務であると考えております。そのため、コーポレートサイト等を通じ、適時適切に会社情報の開示を行ってまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制、及びその他業務の適正を確保するための必要な体制について、取締役会において以下の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、内部統制システムの整備を進めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループで働くすべての役職員等を対象としてコンプライアンス基本方針、行動規範を制定し、その周知徹底を図る。

(2) リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスを統括する。

(3) 各部門長がコンプライアンス・オフィサーとなり、コンプライアンスへの取組状況の確保、推進及び違反行為等の未然防止を図る。

(4) 内部監査担当者は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。

(5) コンプライアンス違反の疑義ある行為等の早期発見や是正措置を図るため、内部通報制度を運用する。

(6) 反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対応し、一切の利益を供与しない。また、警察当局、外部専門機関又は顧問弁護士等との緊密な連携を確保する。

(7) 財務報告の適正性を確保するため、「経理規程」、その他社内規程を整備し、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理の運用を実施する。

(2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書及び電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他体制

(1) 各種リスクの統括責任者及び責任者、継続的な把握、監視、報告の方法及び監視機関であるリスク管理委員会の設置等、リスク管理体制を定めた「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定する。

(2) リスク管理は各部門が行うほか、リスク管理委員会が当社グループ全体の横断的な管理を行う。

(3) 内部監査担当者は、業務を分掌する各部門におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に実施されることを確保するため、取締役会を毎月1回開催し、

重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

(2) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門においては年度毎に予算を立案して、その目標に向け具体案を立案、実行する。また、予算に対する実績管理を行うため、毎月1回予算と実績の差異分析及び対策を取締役会にて協議し、各部門の経営数値の進捗把握と適正な施策を決定する。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社の管理本部を子会社全体の内部統制システム等に関する担当部門とし、円滑な運営の指導にあたるとともに子会社の「組織規程」や「業務分掌規程」等、当社と整合性をもった各種規程を整備し、運用するよう指導する。

(2) 子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社の承認を必要とするほか、とくに重要な事項については、当社取締役会で承認する。

(3) 子会社の内部監査については、当社の内部監査担当者が定期的実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役から求められた場合は、監査役と協議のうえ、合理的な範囲内で監査役の職務を補助する従業員を配置する。

(2) 監査役の職務を補助する従業員は、監査役を補助する職務に専念する。

(3) 前号の従業員は当該業務に従業する場合、監査役の指示に従い職務を行うものとし、当該業務を遂行するために取締役等の指示を受けないものとする。

(4) 前号の従業員の人事評価・異動については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関して疑義ある事象の状況を速やかに報告することとする。

(2) 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会のほか、その他必要と認められる会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行にかかる重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人等にその説明を求める。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は「監査役監査基準」に基づいた監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席及び内部監査担当者との連携・意見交換等を行う。

(2) 監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に会合を行い、重要な課題について意見交換を行う。

9. 財務報告の信頼性と適正性を確保する体制

財務報告の信頼性と適正性を重視し、財務報告の基本方針に基づき、適正な財務諸表の開示及び透明かつ健全な企業経営を実践する。

10. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え及びその整備状況

(1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした姿勢で対応し、一切の利益を供与しない。

(2) 反社会的勢力に対する基本方針を制定し、すべての役員及び従業員に対して周知徹底を図るとともに、反社会的勢力の介入を防止するため警察当局、外部専門機関又は顧問弁護士等との緊密な連携を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たないことを周知徹底しております。

また、「反社会的勢力対応規程」を定め、基本的な考え方、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

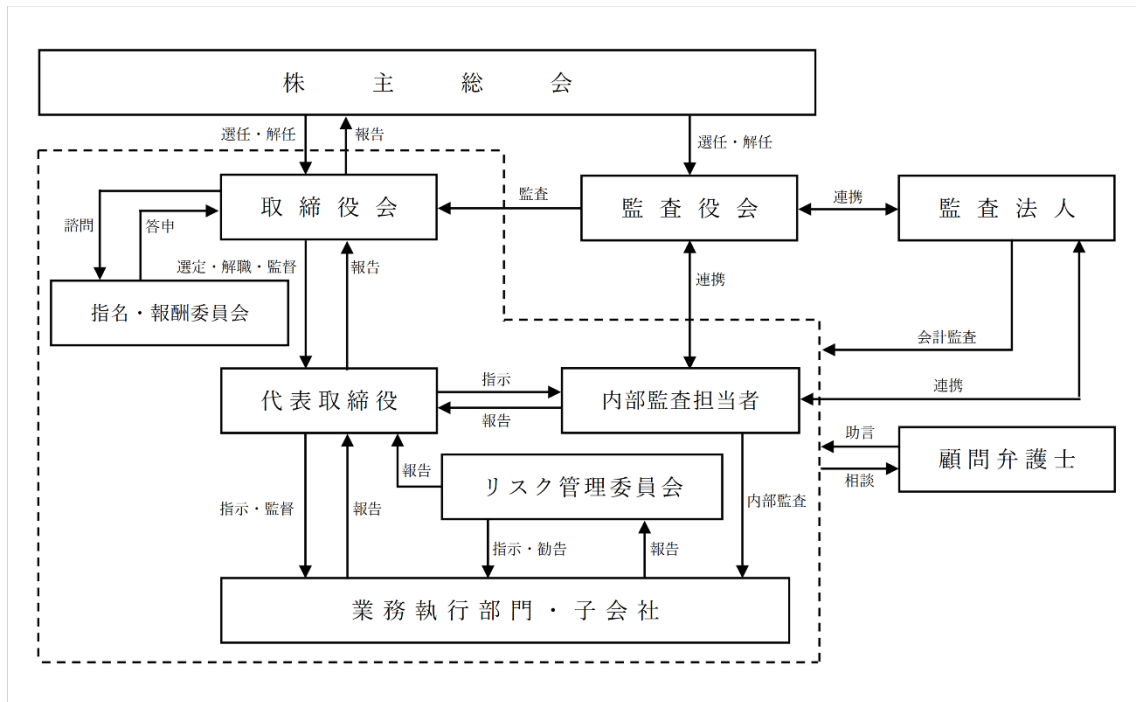
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

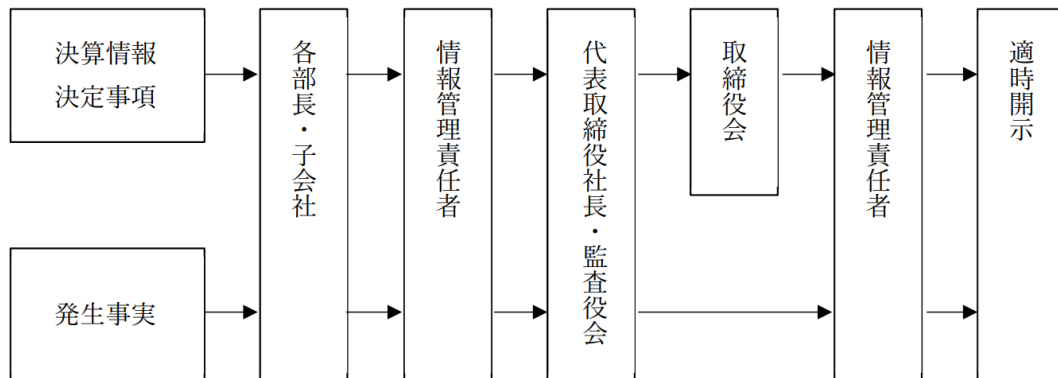
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上